

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係重要事項 月報(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): 新聞報道, 南方連絡事務所, 月報, ジョンソン駐日大使, 施設権返還決議, 国連憲章, 核兵器基地, 平和条約第3条 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43508">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43508</a>

才ノ子 (41年11月分)

タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信	/	/	2
付	軍券付		
届			

発送日 昭和41年12月21日  
 発信 〇タイプ 校 W

文書課 (印) 公 信 案 (分類)

公 信 番 号	米 北 第 1640 号	公 信 日 付	昭和 41 年 12 月 20 日
大 臣	政 務 次 官	主 管	北 米 局 長
	事 務 次 官		参 事 官
	外 務 審 議 官		主任 北 米 課 長
	官 房 長		
		起 案 日	昭和 41 年 12 月 15 日
		起 案 者	森山 電話番号 671

清原 〇  
 中5段印一紙以上、外交信箋紙  
 との關係下、印意は西の面を以てす。

受 信 者	在 米 武 兵 大 使	発 信 者	三 木 大 臣
-------	-------------	-------	---------

写 送 付 先	(希望発送日)
	月 日

件 名  
 沖縄関係重要事項月報の送付

GA-2 外務省 同 覧 番 号 2624

20 81

米北才 1640号

昭和41年12月20日

在 米 大 使 殿

外 務 大 臣

沖縄関係重要事項月報送付について

沖縄問題に關する現地における動向は多種多  
 様であるが、之の推移を毎半毎にまとめた、記述内容が漸  
 進的であること、事務参考資料としての利用(西書面も又利便のため  
 も)も兼ねておられること、その上、之を月報として、重要事項に關しては  
 長期的の觀察を加えることの意味も思はれること、今圖より、各月毎  
 の月報として送付すること、現地の新聞報道に基くところ、本省  
 の見解を反映するものとして、之を  
 送付。下記事項に關する月報(昭和41年11月分)を

GA-4 外務省

別添のとおり送付す。

記

1. アンガン 新高着弁務官の着任

2. 在法院関係

3. ジョーンズ 駐日大使発言と教育权分府返還問題

4. 対沖縄援助問題と次期日米協談委員会

5. CID 暴行事件と外人事件対策

付属添付

沖縄問題重要事項月報第 1 号

(昭和 41 年 11 月 10 日 - 30 日)

1. アンガン 新高着弁務官の着任

10月28日 奉日 1 次 アンガン 中將は 11 月 10 日 佐藤総理

森長官と兼敬訪問に 翌 2 日 沖縄に赴任した。

滞京中の 中將は 前例のない 琉球事務所訪問

を行い 終始 平順と 微笑で 好印象を 与えながら 其の発言

は 基礎の有効維持と 住民の福祉向上が 政策の二本柱で

あり 勝算に ついては 今後の 勉強により 処理 していくの

慎重な 態度であった。

同弁務官は 2 日 午前 沖縄で <sup>記</sup>防務官の 証言書

受領と 宣誓により 正式に 就任したが 午後 記者会見で

新高着弁務官の 任務について ① 琉球における 半島基地の 有効

性を 維持すること ② 琉球住民の 経済発展 社会福祉の

向上に努力する事にあると述べ、共通の目的を達成する  
ために米琉の協調を図る事を強調し、奉日以来初  
めて施政方針の公表を行った。又、施政に当っては前任者  
の基本方針を踏襲し、琉球政府への権限委譲による自治の  
拡大、沖縄の民生向上に有効な日米援助の復入りを約束  
と共に、裁判移送、軍用地の新規接收内閣等については  
住民の意見を聞いて解決すると述べている。

以上の発言及び着任後の初印象について、沖縄の与党  
は、問題の解決に「真正面から対決して解決に努力する  
意欲とまじめさが見られると歓迎している一方、野党各派は  
米国の基本政策が変らぬ限り、高等弁務官の交代による沖  
縄統治政策に変更は有り得ない」と批評している。

この反響は、アガ高等弁務官の着任前、生野の軍事内  
閣である過去に「米国の沖縄施政の所謂硬軟備置説  
及びソフトな方針」の激しい（中）沖縄各地の重視等、諸説  
が横行していた。

から割出された新高等弁務官の米国の強硬政策の復活  
を懸念されているのに対し、着任後の論評は、今後の沖縄  
施政は米本国の方針に基づき、現地に於ける事務執行  
者である弁務官の交代に影響されるものではないとの観測  
に転じた。一方は静観するの体制に当たっているように  
ある。

## 2. 立法院関係

去る10月初旬以来、移送裁判=事件の民政府  
裁判所審判、軍用地接收手続の再延長と半例手続  
の解釈判明など、事案の進展が知られているのに対し  
立法院は特別委員会の方針に固執する態度の  
意見の対立、沖縄産糖の買上げ価格内閣に対する  
本と接渉等の実質的歩進を許していない。

11月4日、民主黨及び野党各派の両者は、その節

会合は、立憲院内外における当面の問題である裁判  
移送、軍用地問題、これら最近の各々12の外人事件  
対策等について討議すること、これらの問題を討議する  
臨時評会の開会を要求すること、各々意見の一致を述べた。  
又、翌5日、野党4派（社大党、社会党、~~民~~民党、民  
党新派）は全議員（14名）の連名で、議長を通過して政主席  
に対し、11月の評会招集要求を正式に提出し、米軍人、軍服  
による犯罪対策、軍用地接收阻止、裁判移送、台風災害  
対策、米作農民保護、自治拡大と責任政治の徹底  
の6件を審議案件として挙げた。

これに対し、与党、内閣府は上記 ~~臨時評会~~ <sup>臨時評会</sup>  
野党側が一連の政治事件の発生が内政主席の責任  
にあると見做し、その政治責任を追及して退陣に追い込もう  
と意図があると、評会招集日の決定に苦しい表情、7日  
松岡主席は評会を12月5日に招集する旨、及び

審議案件は野党側との6件と、内閣府関係人事承認と  
加え、7件とすることを告示した。

他方、民主党の星克政評会長のほか4幹部は  
は、内閣府総務長官の半分の口頭指導者計画の招集に  
応じ、11月9日約1ヶ月の予定で渡米した。

3. ジョージア駐日大使発言と教育権令廃止問題

ジョージア駐日大使は、11月9日、着任後初の記者会  
見で、静かな外交が最善の外交であると述べた。沖繩  
問題については、重要ではあるが、<sup>日米間の</sup>軍火(MASOR)問題については  
2点、日米と沖繩間の内部の相違点と、他の要素が絡んで  
いること、日米間の返還問題の4限定12条とする2点は困難  
であり、又、米国の沖繩施政の責任から部分的に返還を  
論ずることは難いといふ述べた。

この2点については教育権令の令廃止の希望が高まっている



17日午後、アソカ-高年事務官と教育権問題について懇  
談した。その際、印象として、議定案の半例の壁は  
厚いので決して不可能ではないと語った。

沖縄問題懇談会の第6回会合は11月29日、総理府で  
開かれた。20日の会合は過去5回の会合で委員及び政府  
関係機関から出された見解や問題を整理調整した教育権  
令案送還の思惟的大綱草案をとりまき中間報告書「中  
継」および教育送還問題資料を配布した。(12月1日付通信  
半紙中1553号(付原参照)同資料中の2項目の問題を中心  
として、今後大綱の送還と作業に着手するところであった。

又、同懇談会は公的に総理府総務長官の諮問材  
質にあることを確認された。休園改造による総務長官の交代が  
あるとしても、引続き存続するところであり、教育権送還問題に  
関係する活動には充分時間をかけ、検討し、答申も、年内3月半頃ま  
でに提出することを確認された。

4. ~~第10回日米協定委員会~~ 対沖縄援助問題と次期  
日米協定委員会

去る10月18日の第10回日米協定委員会で半例の  
り提案された来会計年度対沖縄援助加増については、わが  
総理府が、103億の援助額が半例から要請である  
のに対し、佐藤総理が沖以率の一律化方針に基づき  
日本政府の重要政策であることと指摘し、大蔵省の総額  
承認は本土、沖縄両地とも承認視された。

しかし、福田大蔵大臣は同日11月15日、閣議  
後の大蔵省記者クラブとの会見で、103億円の金額は半例  
援助を上廻り、又、沖縄財政の1/3を負担するところにある  
半例も施政権に対する考案に變化がある場合、否とす  
る。従って、基本問題を含め、沖縄問題について日米の  
十分に話し合ひ、今後は財政支出を通じ、日本政府も  
沖縄施政に接触をもつ方向が決まらなければ、単純に

この種天下りの提案による財政支出問題に無目的  
考慮 ~~する~~ 語にはり ~~と~~ 語。又、70年代法の制約  
と負 ~~は~~ 半側の今回提案の容量も ~~大~~ 語 ~~大~~ 旨  
報いられた。

この福田発言は現地で大きく報道され、その反響も  
大きかった。結局、103億の総額には大きな影響はあ  
るまいと見られる。「政治的配慮がある」(松岡主席)「半側  
が返還に固執する具体的日程を定めない。日本政府はさらに援助  
を増額するつもり」(長瀬正徳氏)と。更に、野党各派は  
同発言が援助額減額を意味するならば問題である。  
沖縄問題に固執する日本政府の発言権を増大せしめること  
であれば歓迎するとの態度を示している。

同発言の骨髄として伝えられる文蔵省事務当局の考え  
は、①百億単位の財政支出が政策的なものであり、最終的には  
政治的利害を要するものがある。②据置きの形になった

半側援助増額金の肩代りとして要請 <sup>わかれは</sup> する半側提案の内容の  
一方的なものである。③ 20年代の巨額の口税支出には、日本側の  
目的考も盛り込まれ、この趣旨であることが述べられている。  
経理府は① 今回提案は琉球政府の要求を基礎に、  
半側の一方的天下りの形ではない。② 沖縄に対する援助は  
対外援助ではなく、口税増徴に対する財政支出として考慮すべき  
であり、③ この時点を援助問題を他の沖縄関係問題  
と絡ませることは混乱を招くものであると述べ、結論  
は18日の閣内閣僚懇談会に持ち込まれた。

18日の閣内閣僚懇談会に於いて外務大臣、文蔵大臣、総務長官  
及び官房長官の四者会議では① 諸般の情勢を鑑み、援助  
に固執する次期協評委員会に予定通り11月中に閣内閣僚合意  
を行おう。② 同協評会において半側に對し、半側の対沖援助の  
増額を強く要請する。③ 半日援助の増額を前提として、昨政  
府は半側の援助要請に對し、前経緯について同意する。これは

意見の一致を以て公表された。

社会党の岡田宗自氏は18日参院外務委員会  
福田繁吉氏に対する政府の考え方を質問した。对此、森経相は  
は、この程度の巨額の支出と相俟は、例えは予算の細目によつて  
も、日米側が平仄が合う立場にあるのは当然であるとの意味  
に解釈しての答弁した。

又、米日協定委員会が米側より同時に提案された  
5億4千万円の災害復旧対策費の本年度予算からの支出にか  
つて、大蔵省は緊急性に問題があるとして、全額支出を認めない  
傾向になつた。結局、同対策費のうち、台風災害による農村  
復興資金の需要見込額として要請された1億8千万円を  
一般(恒久)  
予算の枠で認められ、29日発表された補正予算に組み入れ  
られた。

以上の経緯より、本年度援助金の総枠は決定

されたものの、計画細目別支出については、経理府、大蔵省の間  
に依り、折衝が続いており、他方、本年度予算からの支出増加分  
の決定が遅れたため、結局、次期協定委員会(11月中)  
の開催は物理的に不可能となつた。(日米間の慣習では、日本側対  
策には、経費と共に、計画細目の一覧表を提出すること  
となつてゐる。) 従つて、次期協定委員会は、12月早々の  
内閣改造の一段落と、沖縄復帰を合点大蔵省の  
予算編成作業が完了する12月下旬以降に繰り延ば  
される公算が強くなつたと観測されてゐる。

### 5. CID 築砲事件と外人事件対策

去る10月30日、丁市赤緑地区で発生した米軍人と  
沖縄住民との争い、CID要員の築砲を指す、沖縄住民側  
4人のうち、2人が重傷を負つた事件が起つたところ、11日に  
入り、この種、米軍人、軍属が関係する所謂外人事件が頻りに

すところから、沖縄政界も同題視し、又、住民が日常の生活に不安を覚えている旨（云々）している。

所謂外人事件と呼ばれている米軍人及米軍の犯罪は従来から少なくなく、1965年1年7,1003件と数え、本年の1月及び2月の両月でも2461件の発生が公表された。その内訳も殺人、強盗等凶悪事件から器物破損、交通違反等多岐に亘っている。

外人事件に対する住民側の不安は、件数の上昇のみに原因があるのではない。米政府布令による琉球警察官の逮捕権、捜査権の適用が制限されていることにも一因がある如しである。布令第87号によれば、琉球警察官は米軍人、米軍の警官の視界外で人々に損害を与え、…等、目撃し、理知能と認め、かつ米口官憲の命令のせいに限り逮捕出来ることになっており、且つ、逮捕した場合は直ちに米側に通報し、身柄を引渡すこととなっている。

過去の事例として新聞の記事によれば、半例に引渡すことになった米軍人犯罪者は特別の処罰を受け釈放された事例が乏しく、その管理、処罰結果については何ら、事故の通報を受けているものの通例となつておりと伝えている。

11月2日、立法院各級立法委員に出席し、CID筆跡事件について説明した新垣警務本部長は、この事件についてCIDは結論を出していないと述べ、若くは今後、日本政府と立法院が共同して外人の逮捕権や捜査権について検討する時期が来ると語った旨を伝えている。



